

# 「アプリを活用したインセンティブを付与するウォーキング勸奨事業」 企画・運営・広報業務委託業務委託に関する質問に対する回答

No.	ご質問内容	回答
1	提案書や見積書は社名がわかる書類で良いか。	構いません。
2	実績調書とあわせて契約書の写しは必要か。	不要です。
3	価格提案書に記載する価格は、契約締結日から令和4年3月31日（木）までが対象か。	お見込みのとおりです。
4	お見積提出時には何名を基準として提示する必要があるか。	発注者が選定する市町村（最大10市町村程度）のおよそ1,000人～2,000人規模の数を想定していますが、委託業務仕様書の5. 機能概要（2）「ユーザー数・ID数による経費の変動を必要としないこと。」を要件としています。なお、同仕様書3. 業務内容（2）（ア）「原則抽選を行う必要のない、広く提供できるインセンティブの開発・設定が行えること。」としていますので、例えば、1,000人の非抽選方式といくつかの抽選方式によるインセンティブの設定など、人数の設定も含めて幅広いご提案をお願いします。
5	既存ユーザー数を教えてください。	3ヶ月間の事業となりますので、既存ユーザー数は0人となりますが、昨年度から引き続き参加していただくユーザーは想定されます。
6	利用者数は最大何名程度を見込んでいるか。	NO. 4にあるとおり、1,000人～2,000人規模の数を想定しています。

# 「アプリを活用したインセンティブを付与するウォーキング勧奨事業」2/6 企画・運営・広報業務委託業務委託に関する質問に対する回答

No.	ご質問内容	回答
7	参加人数について、1自治体あたり何名の参加を想定しているか。 また、想定がない場合はこちらで設定してよいか。	自治体毎に規模が違うので、1自治体あたりの参加人数は想定していませんが、全体としてはNO. 4にあるとおりの人数を想定しています。 また、1自治体毎の参加人数の想定をしていただいて構いませんが、事業実施後に想定人数を超えた場合の費用請求等は認めませんので、想定人数の設定も含めて幅広いご提案をお願いします。
8	本案件において、利用者数のノルマや具体的な目標値はあるか。	ノルマはありません。また、目標値はNO. 4にあるとおりの人数を想定しています。
9	対象市町村はどちらを予定しているか。 また、いつ頃決定するか。	府内26市町村から公募により選定されますが、現時点で対象市町村は決まっています。 また、決定時期は6月末から7月上旬を予定していますが、事前にお知らせはしません。
10	参加自治体について、10自治体と記載があるが、増減することはあるか。	NO. 9にあるとおり、公募により選定されますので、増減することはあります。
11	委託業務仕様書の2. 趣旨に記載の「健康無関心層はヘルスリテラシーが低く、これらの層に対する従来の健康づくり啓発の広報等には限界がある。」とのことだが、過去の広報活動を教えてください。	府・参画市町村HPや広報誌、参画市町村公式SNS、連携協定締結企業への広報依頼等により広報活動を実施しましたが、委託業務仕様書3. 業務内容(3)「健康無関心層への効果的な広報手法等の提案及び実施」を踏まえたご提案をお願いします。
12	委託業務仕様書3. 業務内容(1)(ア)「アプリの運用期間は原則令和3年9月～11月の3ヶ月間とする。」とあるが、令和3年12月以降の利用は想定されているのか。	本事業は3ヶ月の運用期間となりますので、令和3年12月以降の利用は想定していません。ただし、参加者が事業終了後も通常版のアプリを使用し続けることは考えられます。

# 「アプリを活用したインセンティブを付与するウォーキング勸奨事業」 企画・運営・広報業務委託業務委託に関する質問に対する回答

No.	ご質問内容	回答
13	委託業務仕様書3. 業務内容(1)(オ)「OS及びアプリのバージョンアップ、仕様変更については、変更点を明確にし、発注者に説明の上、これを実施することとし、この費用は受注者が負担するものとする。」とあるが、アプリの改修を伴う機能追加の費用負担については、別途協議が可能であるとの認識でよいか。	委託業務仕様書4. アプリの条件「アプリは、原則既存の製品をベースとして構築するもの」とあるとおり、アプリの改修を伴う機能追加の費用も含めた価格提案をお願いします。 なお、事業開始後に発注者からの依頼により、アプリの改修を伴う機能追加の費用が発生する場合に限り、別途協議することとします。
14	インセンティブについて、提供するものに制限はあるか。	特に制限はありませんが、委託業務仕様書3. 業務内容(2)(イ)「社会通念上妥当なものとなるよう配慮しつつ利用者にとって継続的なウォーキングの実践意欲が湧くようなインセンティブの開発」をお願いします。
15	アプリを活用したインセンティブの開発に関する実績について、共同提案を行う場合にいずれかの会社の実績があればよいのか。また、実績は行政に限るか。	共同提案の場合は、それで構いません。 また、実績は行政に限りませんが、本件と同等の委託業務の実績は必要となります。
16	インセンティブの費用はどちらが負担することになるか。 (インセンティブの費用は委託費用から捻出するのか。)	原則抽選の必要のないインセンティブは受注者側で負担することになりますので、インセンティブの費用も含めた価格提案をお願いします。 ただし、発注者が参画を認めた市町村が提供する抽選方式のインセンティブは参画市町村が負担します。
17	インセンティブの内容と金額は受注者側で決められるか。	構いません。NO. 14のとおり、幅広いご提案をお願いします。

# 「アプリを活用したインセンティブを付与するウォーキング勸奨事業」 企画・運営・広報業務委託業務委託に関する質問に対する回答

No.	ご質問内容	回答
18	<p>インセンティブは歩数のみに応じて付与するのか。 例えば、歩数以外に健康情報の閲覧にも付与してよいのか。</p>	<p>委託業務仕様書3. 業務内容(2)(イ)「日々の歩数やコースのクリア状況等に応じたインセンティブの設定」とあるとおり、歩数に限りません。 ただし、同仕様書5. 機能概要(3)と関連させたインセンティブの付与を前提に幅広いご提案をお願いします。</p>
19	<p>委託業務仕様書3. (2)(ア)「原則配送を伴わない引換券等により提供できること。」とあるが、どのような理由からか。 また、アプリ経由で配布する引換券や割引券は該当するか。</p>	<p>原則抽選を行う必要のない、広く提供できるインセンティブの付与には相当数の提供が必要であること、対象者である「健康無関心層」や「働き盛り世代」の参加者が手軽にいつでもインセンティブを受け取れることが理由となります。 また、アプリ経由で配布する引換券や割引券は該当します。</p>
20	<p>発注者が認めた市町村(想定: 10市町村程度)以外は参加できないようにすべきか。</p>	<p>事業には参加していただいて構いませんが、インセンティブの付与については対象外となりますので、参加者の選定ができるようにお願いします。</p>
21	<p>委託業務仕様書3. 業務内容(3)について、京都府様及び対象市町村で考えられている広報活動方法を教えてください。</p>	<p>基本的にはNO. 11に記載の方法がベースになるものと考えていますが、委託業務仕様書3. 業務内容(3)「健康無関心層への効果的な広報手法等の提案及び実施」を踏まえたご提案をお願いします。</p>
22	<p>一部アプリの中で有料のコンテンツがあることは認められるか。</p>	<p>仕様書に記載していないことは否定しませんので、幅広いご提案をお願いします。</p>

# 「アプリを活用したインセンティブを付与するウォーキング勸奨事業」5/6 企画・運営・広報業務委託業務委託に関する質問に対する回答

No.	ご質問内容	回答
23	常時GPS機能を起動し、現在地を記録する必要はあるか。	必ずしも常時現在地を記録できる必要はありません。
24	委託業務仕様書の5. 機能概要(2)「ユーザー数・ID数の増加に対応でき、ユーザー数・ID数による経費の変動を必要としないこと。」とあるが、ユーザー数に上限を設定することは可能か。	参画市町村の参加希望者が全て参加できるのであれば、ユーザー数の上限を設定することは構いません。なお、NO. 4にあるとおり、1,000人～2,000人規模の数を想定しています。
25	委託業務仕様書5. 機能概要(3)「府のオリジナルティを実装させることも可能とすること。」とあるが、オリジナルティとは具体的にどのような内容か。	発注者が指定する事業名の設定や参画市町村の指定するゆるキャラの表示などが想定されます。
26	アプリは既存の製品をベースとしたうえで、京都府専用(既存アプリと別に)にする必要はあるか。	委託業務仕様書5. 機能概要(4)のとおり、本事業と既存ユーザーの区別が可能であれば、既存アプリ内で構いません。
27	アンケートについて以下3点教えてください。 ①質問内容は提供してもらえるか ②質問数は何項目か ③アンケートは結果データ提供まででよいか	①発注者が指定します。 ②概ね20～30項目となる予定です。 ③アンケート結果はデータ提供までで良いですが、アンケート項目は委託業務仕様書3. 業務内容(5)及び8. 成果物の提出及び帰属について(3)を踏まえた効果検証ができる内容を設定する予定ですので、アンケート結果も含めた実施結果データの作成及び報告をお願いします。
28	中間報告は3ヶ月の実施期間内のいつ頃どのような報告を想定しているか。	事業開始後1ヶ月時点で参加者の実施前との変化などについての報告を想定しています。

「アプリを活用したインセンティブを付与するウォーキング勸奨事業」  
企画・運営・広報業務委託業務委託に関する質問に対する回答

No.	ご質問内容	回答
29	参加自治体（10自治体）との打ち合わせはオンラインで可能か。	可能です。